

青少年健全育成団体対象 自然体験活動支援事業のご案内

青少年健全育成団体（以下「育成団体」という。）の自然体験活動支援事業は、育成団体が行う青少年の自然体験活動に使用するバスの借上げ料を補助することにより、育成団体の支援をすることを目的としています。

令和8年度自然体験活動支援事業の応募条件等は下記のとおりです。

1 支援の対象となる団体

区内を主な活動場所とし、区内の青少年を対象とする健全育成活動を継続的かつ自主的に行う育成団体です。

なお、この事業での青少年とは、満6歳に達した日以後の4月1日から満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある方です。

2 対象とする活動

支援の対象とする自然体験活動は、次の各号に掲げる要件の全てを満たしている活動です。

- (1) 宿泊を伴うキャンプ、ハイキング等の野外での自然体験活動であること。
- (2) 自然体験活動の期間が7月1日から8月31日の間であること。
- (3) 青少年の参加予定数が20人以上であること。
- (4) 青少年の参加予定数が参加者全体の半数以上であること。
- (5) 活動場所が目黒区内から直線距離で概ね200km以内であること。

3 支援の対象外

上記1及び2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象にはなりません。

- (1) 専ら営利活動、政治活動及び宗教活動を行う団体
- (2) 本事業に基づく補助以外の補助金等の支援を受けて行う活動
- (3) 目黒区の職員及び教職員が職務として同行する活動
- (4) 主な目的が自然体験活動以外の活動
- (5) 日帰りの自然体験活動

4 支援の概要

(1) 事業の流れ

- ①団体からの申請に基づき、補助対象団体を選考します。

- ②区は、対象となった団体の活動内容に沿って、バスの借上げ契約を締結します。
- ③契約決定後、団体に対して、「契約業者」と「負担金」についてお知らせします。
- ④団体が「契約業者」と直接、打合せをして事業を実施します。
- ⑤事業終了後、団体は「実施報告書」、「募集チラシ」及び「記録写真」を区に提出し、「負担金」を納付します。

(2) 補助金額

1 団体につき、大型バス1台1往復分のバス借上げ料の80%相当額（円未満切捨て）を限度として区が補助します。（補助金額の上限24万円）バス借上げ料と区の補助金額との差額が団体の負担となります。

〔団体負担金額の計算例〕

①バス借上げ料が240,000円の場合

区が補助する金額 $240,000 \times 80\% = 192,000$ 円

団体が負担する金額 $240,000 - 192,000 = 48,000$ 円

②バス借上げ料が320,000円の場合

区が補助する金額 $320,000 \times 80\% = 240,000$ 円【上限】

団体が負担する金額 $320,000 - 240,000 = 80,000$ 円

(3) その他

- ア 団体の負担額は、行き先や距離によって異なります。契約方法は競争入札ですの
で、同一場所でも負担額は年度により変動します。なお、バス借上げは、申請書に
記載の自然体験活動の日時や場所に基づき契約します。契約決定後の変更はできま
せんので、ご了承ください。
- イ バス借上げの契約手続きは5月に行う予定です。契約決定後、辞退される場合は、
その団体にかかるバス借上げ料全額をお支払いいただくことになる場合がありま
すので十分注意してください。

5 申請について

(1) 募集団体数

5団体程度（選考）

(2) 申請書提出期限

令和8年3月23日（月）必着

(3) 申請方法

期限までに「申請書」と「活動実績についての提出書類」を郵送もしくは子ども
若者課窓口に持参してください。

(4) 活動実績についての提出書類

1	定款、規約	主催団体に関するもの
2	役員名簿	主催団体に関するもの
3	事業計画書	主催団体名、事業名、事業の趣旨・目的・日時・場所・PR方法等を具体的に記入したもの。
4	予算書	実施予定の事業に関する収支予定表
5	その他	① 団体の通常の活動を紹介する資料 ② 過去に実績がある場合は、その時の活動実施報告書及びチラシ等

(5) その他

- ア バスの配車時間は、出発時間の概ね 20 分前としてください。
- イ 行きの配車場所は、目黒区内の団体指定の場所となります。帰りの配車場所は、自然体験活動の場所周辺の団体指定の場所となります。各種法令を遵守し、他者の交通を妨げないような場所を指定してください。
- ウ 経路はできるだけ詳しく記載してください。往路、復路とも、到着予定時間の記載もお願いします。
- エ 事業終了後、1か月以内に「実施報告書」、「募集チラシ」及び「活動写真」の提出をお願いします。
- オ 「負担金」のお支払いは区が指定する期日までにお願いします。
- カ 申請書を電子データで必要な団体は、下記アドレスまでご連絡ください。

以 上

【問い合わせ・申請書提出先】

〒153-8573 目黒区上目黒 2-19-15

目黒区総合庁舎本館 2 階

目黒区子ども若者部

子ども若者課子ども若者施策推進係

電話 03-5722-8723 FAX 03-5722-9328

アドレス kodomowa02@city.meguro.tokyo.jp